

大阪府発達障がい児者支援プランの評価【概要版】

平成30年12月

大阪府自立支援協議会発達障がい児者支援整備検討部会

見方： ▶ 取組成果 ◆ 評価

(1) 早期発見から早期支援へ

① 乳幼児検診精度の向上

- ▶ 全43市町村が発達障がいの早期発見を目的とした1歳6か月児、3歳児の乳幼児健診問診票を改定
- ▶ 5市町村において、かおテレビを活用した乳幼児検診を実施
- ▶ 全43市町村から442名の保健師が保健師研修を受講

- ◆ 府内全市町村での問診票の改訂により、乳幼児健診における問診項目の統一性が確保された。
- ◆ かおテレビは、早期発見のきっかけを得るのに有効であるが、運用上の制約を受けるため、市町村の実情に応じて導入されており、今後活用希望があった場合、引き続き支援すべき。
- ◆ 発達障がいの特性を理解した保健師が全市町村で配置できている。

② 気づきを支援する人材の育成

- ▶ 全43市町村から延べ1,525人の幼稚園教諭、保育士が発達障がいに関する研修を受講

- ◆ 全市町村で幼稚園教諭や保育士等の気づき支援人材の配置が進んだ。
- ◆ 人材育成は、市町村が地域の人材を対象に取り組み、府はこれを補完して専門的な研修機会を確保するなど、両者が役割分担して進めるべき。
- ◆ 保護者の発達障がいへの支援についての理解が進むよう、研修内容等も工夫すべき。

(2) 医療機関の確保

- ▶ 専門医師養成研修：117名受講
- ▶ 発達障がいに係る医療機関ネットワーク登録医療機関数：29機関（H27）→65機関（H29）
- ▶ ホームページによる登録医療機関情報の公表：55機関

- ◆ 専門医師の養成数は着実に増加しているが、平均約7～8週間の初診待ち短縮短縮のため、引き続き専門医師の養成が必要。
- ◆ 医療水準の維持・向上や、小児科、精神科等の医療機関が相互に顔の見える関係づくりを行えるよう、発達障がいに係る医療機関ネットワークの構築が必要。

(3) 発達支援体制の充実

- ▶ 療育拠点による機関支援の実施
 - ・実施事業所数：269か所
 - ・機関支援延べ回数：1,262回（31市町村に所在する事業所）
- ▶ 市町村による個別療育の実施：28市町村（定員570名）

- ◆ 機関支援実施事業所数が目標の120か所を大きく超え、療育拠点は府域において地域の障がい児通所支援事業所等に対する人材育成、機関支援の機能を発揮してきた。
- ◆ 同事業所が大幅に増加するなかで、今後療育拠点は、質の高い療育を実施できる事業所を確保するため、機関支援等を中心に取り組むべき。

(4) 学齢期の支援の充実

① 通常の学級に在籍する児童生徒への支援

- ▶ 通常の学級への各種支援の実施により、「授業内容のわかる子供」の割合は増加（H24→H29；単位％）
 - ・小学校79.6→81.3（全国81.4）
 - ・中学校66.0→71.2（同72.2）
- ▶ モデル校等を指定し、支援に関する調査研究やスーパーバイザーの派遣等を実施

- ◆ 「授業内容がわかる子供」は全国平均にほぼ近似の値まで増加しており、通常学級への各種支援等の取組に一定の効果が認められる。
- ◆ 支援や引継に関する課題が共有され、現場レベルでの発達障がいに係る対応力の強化が図られている。
- ◆ 校長等の管理職が研修を通じて発達障がいの理解を深め、現場との課題の共有を図ることが重要。

② 高等学校における支援

- ▶ 高校生活支援カードを活用した支援を要する生徒に対する個別の教育支援計画の作成：71.0%
- ▶ 支援教育サポート校4校による訪問・来校相談体制
- ▶ 臨床心理士を全府立高校に配置
- ▶ 学習支援員、介助員の配置

- ◆ 高校生活支援カードの活用により、個々の特性を把握した適切な支援と指導の充実が図られているが、教育支援計画の作成は約7割であり、さらなる活用が望まれる。
- ◆ 支援教育サポート校や臨床心理士の全校配置等による支援体制が確立されており、各校の事情に応じて効果的に支援を実施することが重要。

(5) 成人期の支援の充実

① 気づき支援

- ▶ 子ども・若者自立支援センターによる相談：724人（延べ5,677人）
- ▶ 相談窓口のための発達障がい者支援プログラムの開発

- ◆ 発達障がいの可能性のある人への相談対応スキルの向上を図り、ひきこもり状態にある発達障がい者への適切な相談対応等が一定進んだ。

② 地域の支援機関のスキルアップ

- ▶ 発達障がい者支援コーディネーターの派遣：82事業所、12市町村教育委員会
- ▶ 地域支援マニュアルを作成
- ▶ 発達障がい者地域支援マネージャーの派遣：15自立支援協議会

- ◆ コーディネーターの派遣や支援マニュアルの作成により個別の事業所等の支援力向上につなげた。
- ◆ 個々の事業所等で解決できない困難な課題には、地域支援マネージャーを活用して地域の支援力の拡充と複数年の継続的支援を図るべき。
- ◆ アクトおおさかと療育拠点の連携により、相互補完的にライフステージをつなぐ地域支援が必要。

③ 雇用・職場定着の促進

- ▶ 発達障がい者の雇用拡大、職場定着向上のための企業等支援
- ▶ 精神・発達障がい者職場サポーターの養成研修の実施
- ▶ 発達障がい者対象職業訓練の実施

- ◆ 発達障がい者を含む精神障がい者の雇用が増加しているものの、法定雇用率を下回っており、一層の取組を進める必要がある。

(6) 家族に対する支援

- ▶ ペアレント・トレーニング等の実施
 - ・ペアトレ参加者数：計383名
 - ・インストラクターの養成者数：37市町村、計146名
 - ・市町村独自のペアトレ実施：21件（H29）
- ▶ ペアレント・メンター事業の推進
 - ・メンター養成研修受講者数：計70名
 - ・メンターの市町村等への派遣：計34件

- ◆ 概ね9割の市町村で保護者支援プログラムを実施する体制は整えられた。
- ◆ ペアトレ、ペアプロを市町村が継続的に取り組めるようバックアップ方策を検討すべき。
- ◆ メンターの派遣は増加傾向にあり、今後さらに活躍の場の拡充や、中高生の保護者等、親子関係の複雑化に対応した派遣等、充実を図るべき。

(7) 相談支援の充実

- ▶ アクトおおさかによる専門的な相談支援
 - 【個別相談】実人数1,238人、延べ人数2,694人（H29）
 - 【機関支援】55事業所（H29）
- ▶ 発達障がいに対応できる相談支援事業所の確保：40市町村

- ◆ アクトおおさかの機関支援により相談支援の充実を図った。
- ◆ 発達障がい児者の相談窓口となる相談支援事業所は府域でほぼ確保されている。
- ◆ 個別の事業所への機関支援では補いきれない課題については、発達障がい者地域支援マネージャー事業を通じて、地域の支援体制の整備・強化に継続的に取り組むべき。

(8) 支援の引継のための取組

- ▶ 「発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引」の策定（47%が活用、実践）
- ▶ 市町村における引継ぎの取組
 - ・サポートファイルの作成：25市町村
 - ・引継ぎの場の設定：27市町村

- ◆ サポートファイルは保護者支援に有効なツールであり、適切に運用する仕組みを作ることが必要。
- ◆ 引継ぎに関する好事例の情報発信を行い、取組の共通化を進めるべき。

(9) 府民の発達障がいのための取組

- ▶ 発達障がい啓発週間の取組
 - ・発達障がいシンポジウム
 - ・ブルーライトアップ等
- ▶ 啓発リーフレットの配布
- ▶ 市町村における啓発の取組

- ◆ 報道等にも取り上げられ、府民への周知に一定の実績が上がっている。
- ◆ 府民が発達障害のある人への理解を深め、適切に接することができるよう、引き続き地道な取組が必要。
- ◆ 市町村の啓発活動の均衡化を図るべき。

◎ まとめ

- ◆ 早期発見・早期発達支援、支援教育等の充実、多様な就労支援等で着実な成果が認められたほか、地域レベルでも個別療育や発達障がいに係る福祉サービス事業所が量的に充実するなど、ライフステージを通じた一貫した切れ目のない支援については、府域で一定の進捗が見られた。
- ◆ 二次医療圏ごとに設置した療育拠点による専門的な個別療育と機関支援の実施などは、全国的にも先進的な取組となっており、療育拠点を中心に市町村も含めたペアレントトレーニング、医師のための発達障がいの診療研修などにも取り組んできた。このように独自の事業を取り入れながら、重点施策として発達障がい児者の支援に係る各種事業を展開してきた府の取組は評価できる。
- ◆ しかし、発達障がいに係る専門医療機関の確保、急増した指定障がい児通所支援事業所におけるサービスに関する質の差の顕在化、事業所単体では解決できないような困難事例への対応など、地域全体での支援力を向上させるためには、さまざま課題も浮き彫りになってきた。
- ◆ このような中、障害者差別解消法が施行に伴う合理的配慮の理念の共有を図るとともに、第4次大阪府障がい者計画（後期計画）により、発達障がい児者がライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう取組を進めることが施策の方向性として示されており、発達障がい児者支援施策のさらなる充実を図ることが求められる。